

高松市民サイクリングクラブ会則

平成5年7月3日
制 定

（名称）

第1条 本会は、「高松市民サイクリングクラブ」と称する。

（連絡先）

第2条 本会は、連絡所を高松市錦町1丁目11-10（TEL・FAX 087-821-7046）
白川自転車店に置く。

（目的及び事業）

第3条 本会は、サイクリングの普及、発達を図り、もって市民の健康づくりに寄与するとともに会員相互の親睦を深めるため、次の事業を行う。

- （1）サイクリングに関する知識、技術の普及
- （2）サイクリングの計画、実施
- （3）サイクリングに係るボランティア活動の実施
- （4）会報の発行
- （5）その他サイクリングの普及奨励等に必要事項

（安全走行の遵守）

第4条 会員は、車両の日常点検、整備を行い、必要な保護具を装着し交通規則を遵守しなくてはならない。

（会員）

第5条 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者で理事会の承認を受けたものを会員とする。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）理 事 若干名（会計担当者1名を含む。）
- （4）監 事 2名

(役員を選任及び任期)

第7条 役員は、総会に会員の中から選任する。

2) 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する。

(3) 理事は、理事会を構成し、本会事業の推進処理にあたる。

(4) 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。

(経費・会計)

第10条 本会の経費は、会員から徴収する会費、寄付金等をもって充てる。

第11条 会員は会費として年額3,000円(会費1,400円・保険料1,600円)として、当該年度の初めに納入する。

年度途中の入会者に対しても、当該年度分の会費を納入する。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附 則

・この会則は、平成5年7月3日から施行する。

(略)改正

・この会則は、平成09年4月1日から施行する。

・この会則は、平成15年4月1日から施行する。

・この会則は、平成16年4月1日から施行する。

・この会則は、平成21年4月1日から施行する。